

令和 年 月 日

茨城町長 宛

申請人 住 所

氏 名

担当者名

電話番号 ( )

## 道 路 使 用 願

下記により道路等使用許可を下さるようお願いいたします。

### 記

1. 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2. 使用目的

3. 使用道路 町道 号線 及び 法定外道路

4. 搬入先 茨城町大字 番地

5. 運搬台数 平均 台/日 ( t車)

6. 協 定 書 別紙協定書のとおり。  
なお、道路等への土砂のこぼれに対しては迅速に除去します。

### 【添付書類】

協定書 位置図 公図 現況写真 その他必要となる書類

# 協 定 書

茨城町長 小林 宣夫（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、乙が町道 号線及び法定外公共物（道路）（以下「道路等」という。）を使用することに関し次のとおり協定する。

第 1 条 乙は、道路等使用に当たって甲を常に優先させ、乙の車両がこれを妨げてはならない。もしこれに関し紛争等生じた場合は本協定を破棄するものとする。

第 2 条 乙は、道路等使用に当たって歩行者を優先させるとともに、十分徐行し交通安全に努めるものとする。

第 3 条 使用期間中、苦情等があった際には速やかに甲に報告し、苦情等に対する改善を行うこと。

第 4 条 甲が、指示するまでもなく、乙は鉄板を敷くなど常に道路等の維持管理に細心の注意を払うとともに使用区間に損傷が生じた場合は直ちに補修するとともに保全に努めるものとする。

第 5 条 乙は、道路等使用期間満了後、速やかに道路使用完了届を提出し、甲の立会のもと引渡しを行うこととする。その際、道路等の損傷がある場合は甲の指示する材料及び復旧方法にて補修を行うこととする。

第 6 条 道路境界杭の保全に努めるものとし、破損した場合は復元すること。

第 7 条 乙は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで道路等を使用するものとし期間延長については、甲乙協議するものとする。

第 8 条 道路等の使用に関して、甲乙間に疑義を生じたときは双方協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

この協定書の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上各 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住所 東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

氏名 茨城町長 小林 宣夫

乙 住所

氏名

㊞